

令和6年4月16日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(高嶋 972-3871)

市バス運行中における携帯電話操作等について

市バス運転士が運行中に携帯電話を操作するなどサービス規程に違反していた事案について、ご報告いたします。

本件については、安全を脅かす行為であり、大変重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう改めて指導を徹底してまいります。

1 事案 ①

(1) 発生日 令和6年3月5日(火)

(2) 所属 猪高営業所 運転士 (52歳)

(3) 系統 貸切

(4) 状況 運行管理者がドライブレコーダーの映像を確認していたところ、3月5日(火)の回送運行中に当該運転士が私物の携帯電話を操作していた事実が判明しました。

本事案については、所管の警察署に報告しております。

なお、このことによる運行への支障はありませんでした。

2 事 案 ②

(1) 発 生 日 令和6年4月7日（日）

(2) 所 属 緑営業所 運転士 （33歳）

(3) 系 統 幹新瑞1

(4) 状 況 運行管理者がドライブレコーダーの映像を確認していたところ、4月7日（日）の営業・回送運行中に当該運転士が私物の携帯電話を操作していた事実が判明しました。

また、同日の回送運行中にシートベルトを未装着の状態
で走行していた事実や回転場から出る際にバス車両底面
を路面へ接触していた事実を確認しました。

本事案については、所管の警察署に報告しております。

なお、このことによる運行への支障はありませんでした。

3 再発防止策

全運転士に対し、私物の携帯電話の取扱い等安全運行にか
かる服務規程について、周知徹底するとともに、運行管
理者による注意喚起や日々の点呼等で、改めて厳正に指
導をいたします。